

4 施工編

第14章 工事施行に係る手続

14.1 変更の許可

14.1.1 変更の許可

【法律】

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

※特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

【省令】

(変更の許可の申請)

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第六十七条で同様に規定

解説

工事の工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

なお、変更の許可は、工事の許可に準じ、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するため、中間検査、定期の報告、完了検査等が必要です。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

補足：宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書、土石の堆積に関する工事の変更許可申請書⇒資料編 国様式

14.1.2 工事の計画の変更に当たらない申請書類の修正

既に提出済の申請書類を修正する場合には、申請書類修正申告書に内容が分かる書類を添付して提出してください。

当該修正が工事の計画変更にあたるかどうかについては、必ず許可権者に確認してください。

補足：申請書類修正報告書⇒資料編 参考様式

14.2 軽微な変更

【法律】

(変更の許可等)

第十六条 1 略

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

【省令】

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※特定盛土等規制区域については、第六十八条で同様に規定

解説

工事の許可を受けた者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

以下の事項に該当する変更は、軽微な変更として取扱います。変更許可の申請は不要です。

[土地の形質変更に関する工事]

- ① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ④ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

[土石の堆積に関する工事]

- ① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ④ 当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えない工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

ただし、土石の堆積に関する工事について、変更前の工事予定期間を超える変更は、軽微な変更ではなく、変更許可が必要となります。また、特定承継の場合の工事主、設計者、工事施行者の変更は、変更許可の対象となります。

補足：軽微な変更の届出書⇒資料編 高崎市様式

14.3 工事の廃止

14.3.1 工事の廃止

許可工事の廃止は原則として工事着手前に限られます。工事着手後は、次のいずれかに該当する場合に限り廃止することができます。

[廃止を選択できる工事]

- ① 防災上の措置が終了しているもの
- ② 許可を取り直すために、手続上廃止する場合

許可工事を廃止しようとするときは、事前に許可権者にご相談の上、工事廃止届出書を提出してください。

補足：工事の廃止届⇒資料編 高崎市様式

14.4 許可に基づく地位の承継

14.4.1 一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに許可権者に届け出てください。なお、一般承継を証する書類を求める場合があります。

一般承継人に工事を相続する意思のないときは、工事廃止届出書を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

14.4.2 特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、改めて工事の許可を受けなければなりません。

補足：一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併)又は合併により新たに設立された法人(新設合併)を指します。

特定承継人とは、一般承継人以外の承継人を指します。

第15章 検査等

15.1 中間検査の概要

【法律】

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 略

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

【政令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第三十二条で同様に規定

(特定工程等)

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

解説

政令で定められた特定工程を含む工事については、中間検査を受検する義務があります。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。みなし許可（2.6 みなし許可 参照）の工事も中間検査の対象になります。

中間検査は対象となる工事の規模が次の①～⑤の通り定められています。

①盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの

②切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの

③盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メ

ートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土

④盛土であって、高さが5メートルを超えるもの

⑤盛土又は切土であって、盛土又は切土をする土地の面積が3000平方メートルを超えるもの

中間検査の対象となる特定工程及び特定工程後の工程は表 4-1 のとおりです。政令で規定する特定工程とは、具体的には地下排水施設（暗渠排水工、基盤排水層、暗渠流末の処理、水平排水層）のことをいいます（12.1 排水施設の設置 参照）。

特定工程に関する工事範囲について技術的基準への適合を確認し、適合していれば中間検査合格証を交付します。

表 4-1 特定工程及び特定工程後の工程

特定工程	特定工程後の工程
（政令で規定）盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程

補足：土石の堆積に関する工事は中間検査対象ではありません。ただし、堆積開始前に災害防止措置状況の確認を行うことがあります。

補足：宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書⇒国様式

15.2 完了検査等の概要

【法律】

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

解説

土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事を完了したときは確認を受ける必要があります。

土地の形質変更に関する工事については、技術的基準に従い擁壁設置等必要な措置が完了していることを確認し、基準に適合していれば検査済証を交付します。中間検査を受検し合格証を交付された工事範囲については、完了検査での確認は行いません。

みなし許可（2.6 みなし許可 参照）の工事については、都市計画法第 36 条による検査済証をもって盛土規制法による完了検査済証を交付したものとみなすため、完了検査を受検する必要はありません。

土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了をしたことを確認し、問題がなければ確認済証を交付します。

補足：宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書⇒国様式

土石の堆積に関する工事の確認申請書⇒国様式

15.3 検査等受検の流れ

【法律】

（中間検査）

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十七条で同様に規定

【省令】

（中間検査の申請期間）

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

（中間検査の申請）

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

【法律】

（完了検査等）

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2・3 略

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十六条で同様に規定

【省令】

（完了検査の申請期間）

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

（完了の検査の申請）

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（確認の申請期間）

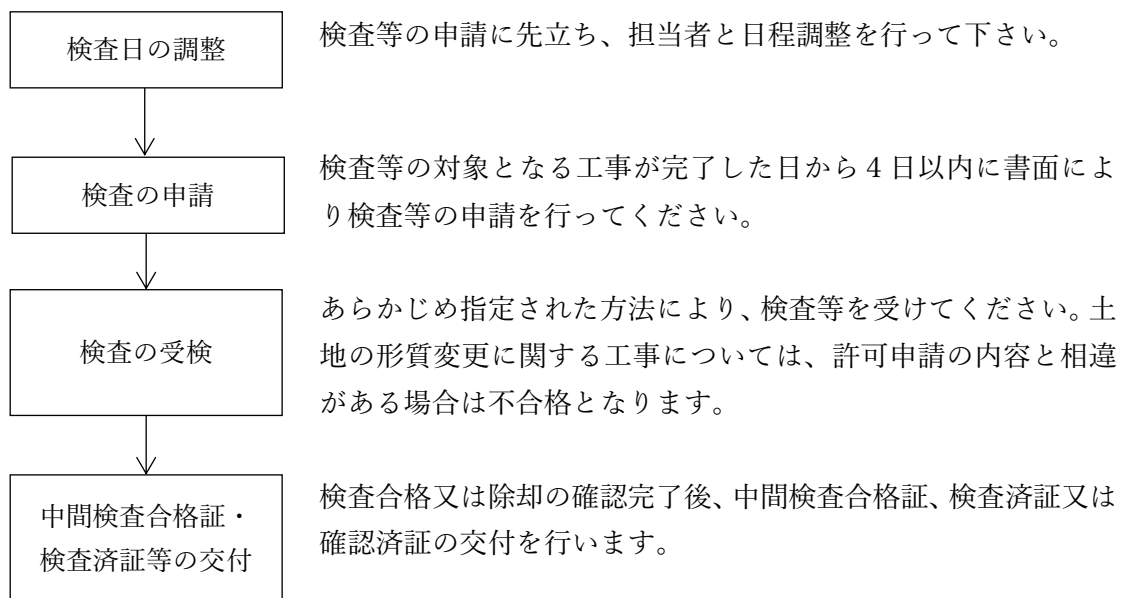
第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

（確認の申請）

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

解説

検査又は除却の確認（以下、「検査等」という。）受検の流れは以下のとおりです。



補足：申請の期限は、完了日を含めて5日以内です。ただし、期限となる日が休日の場合には、その翌日を期限とみなします。（地方自治法第4条の2第4項）

15.4 検査項目

【法律】 (宅地造成等に関する工事の技術的基準等) 第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。 ※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定
--

解説

中間検査及び完了検査では、政令で定める技術的基準に適合していることを確認します。検査項目は表 4-2 表 4-3 に示すとおりです。

表 4-2 土地の形質変更に伴う完了検査項目

検査項目	提出する書類				検査員による確認 (完了検査)
	工事写真 (完了検査時に提出)			品質管理資料 (実施後速やかに提出)	
	撮影内容	撮影時期	撮影頻度		主な確認内容
締固め	①巻き出し厚 ②全景	①巻き出し後 ②締固め後	①代表地点 1 箇所 で巻き出しの都度 ②各層ごとに全体を撮影	—	—
段切り	①高さ ②幅 ③排水勾配 ④全景	完了後	①②③代表地点 1 箇所 ④全体が写るように撮影	—	—
土の置換え等	①施工状況	施工中	施工の段階ごと	チェックボーリングの結果等、地盤の性状を示す資料	—
地滑り抑止ぐい等	①基準高 ②杭長 ③根入れ長 ④位置 ⑤継杭状況	①～③打込み前後 ④打設後 ⑤完了後	①～④施工箇所ごと ⑤全数	—	—
基礎地盤改良	①改良体の形状 ②改良体の本数 ③改良体の位置 ④施工箇所の全景	施工後	①②③施工箇所を代表する 1 箇所 ④全体が写るように撮影	チェックボーリングの結果等、地盤の性状を示す資料	—
法面保護（浸食防止措置）	①全景 ②延長 ③勾配 ④高さ	施工後	①全体が写るように撮影 ②③④断面ごとに 1 箇所	—	延長、勾配、高さ
崖面天端の土地の勾配	①勾配	施工後	断面ごとに 1 箇所	—	勾配
小段の設置	①小段の高さ ②小段の幅	施工後	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	高さ、幅

基礎杭の施工状況	①基準高 ②杭長 ③根入れ長 ④偏心量、傾斜 ⑤位置 ⑥継杭状況	①②③打込前後 ④打込後 ⑤打込後 ⑥完了後	①～⑤施工箇所ごと ⑥全数	—	—
床付け面	①深さ ②幅 ③延長	施工後（埋戻し前）	80m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	—
練積み擁壁の基礎形状	①根入れの深さ ②基礎形状	施工後（埋戻し前）	80m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	—
地耐力	—	—	—	当該地盤の 許容応力度を 示す資料	—
義務擁壁の設置	①延長 ②躯体幅 ③高さ ④擁壁各部の厚さ ⑤全景 ⑥銘盤等の表示 （大臣認定擁壁の場合）	施工後（埋戻し前）	①全数 ②③④200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所 ⑤全体が写るように撮影 ⑥断面ごとに 1 箇所	認定擁壁を使用する 場合は認定書	延長、高さ、幅
任意擁壁の設置 （高さ 2m を超える場合）	①延長 ②躯体幅 ③高さ ④部材の厚さ	施工後（埋戻し前）	①全数 ②③④200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	—
擁壁の水抜穴 （義務擁壁および 高さ 2m を超える 任意擁壁）	①水抜穴の位置 （配置のピッチ） ②水抜穴の寸法 ③透水層の設置状況 ④裏込めの状況	施工後（埋戻し前）	①は任意の場所で 1 箇所/3 m ² 以上であることを示すこと。断面が変化する場合は、断面ごと ②③④200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	配置のピッチ、寸法
RC 造擁壁等の配筋	①鉄筋の径②鉄筋の本数③鉄筋の位置④配筋・鉄筋の間隔⑤継手の位置、重ね長 ⑥結束⑦被り厚さ⑧スパーサー配置⑨鉄筋の端末処理⑩定着長	施工後（組み立て完了後）	断面が変化するごとに 1 箇所	—	—
RC 造擁壁等の四週 圧縮強度	—	—	—	強度試験結果 または 打設時の納入書	—
練積み擁壁の形状等	①擁壁の勾配 ②擁壁の高さ ③擁壁の上端の厚さ	施工後	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	勾配、高さ
練積み擁壁の形状等	①下端部分の厚さ ②組積材の控え長さ ③裏込め ④控え壁の形状 ⑤控え壁の間隔	施工後（埋戻し前）	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	—

崖面崩壊防止施設の設置	①全景 ②延長 ③高さ	施工後	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	延長、高さ
表面排水施設	①排水工の全景 ②排水工の寸法 ③勾配	施工後	①全体が写るように撮影 ②③延長 120m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	寸法、勾配
その他排水施設 (ます又はマンホール等)	①排水施設の全景 ②排水施設の寸法 ③泥溜めの深さ	施工後	人孔については、全数 ますについては 2 箇所に 1 箇所の割合	—	寸法

表 4-3 土地の形質変更に伴う中間検査項目

検査項目	提出する書類			検査員による確認 (中間検査)
	工事写真 (中間検査時に提出)			
	撮影内容	撮影時期	撮影頻度	主な確認内容
暗渠排水工、暗渠 流末の処理	①排水施設の全景 ②排水管の接合 ③管径 ④勾配	施工後（埋戻し前）	①全体が写るように撮影 ②③④延長 120m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	管径、勾配
基盤排水層・水平 排水層	①排水層の全景 ②排水層の幅 ③排水層の厚さ	施工後（埋戻し前）	①全体が写るように撮影 ②③延長 120m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	幅、厚さ

15.5 土石の堆積前の確認

解説

土石の堆積に関する工事には、中間検査の規定がありません。

このため、許可時に災害防止措置状況の確認を受けることを条件として付加することがあります。参考として、表 4-4 に確認を行う場合の項目を示しています。

表 4-4 土石の堆積に伴う確認項目

確認項目	提出する書類			検査員による確認
	工事写真			
	撮影内容	撮影時期	撮影頻度	主な確認内容
側溝	①全景 ②規格	措置完了時	①全体が写るように撮影 ②規格ごと	寸法、勾配
構台	①全景 ②周辺長 ③高さ	措置完了時 (土石の堆積前)	①全体が写るように撮影 ②全周 ③代表地点 1 箇所程度	寸法
基礎地盤改良	①施工箇所の全景 ②地盤改良の状況	①措置完了時 (土石の堆積前) ②施工中	1,000 ㎡に 1 箇所程度	
空地	①全景 ②土石の高さ ③空地の幅	措置完了時	①全体が写るように撮影 ②③東西南北方向の各面	高さ、幅、勾配
山留工	①鋼矢板等の種類 ②鋼矢板等の高さ ③周辺長	措置完了時	①種類ごとに 1 箇所 ②高さが変化すると共に 1 箇所 ③全周	高さ、周辺長
境界柵等	①柵等の周辺長 ②立ち入りを禁止する 旨の表示の設置状況	措置完了時	①全周 ②全数	周辺長、表示の確認
堆積する土地	①全景 ②勾配	施工前	①全体が写るように撮影 ②1,000 ㎡に 1 箇所程度	勾配
流出防止措置 (緩勾配での堆積及 び防水シート等)	①全景 ②勾配	措置完了時		堆積土の管理状況 シートの材質

第16章 定期報告

16.1 定期報告

【法律】

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十八条で同様に規定

【政令】

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第三十三条で同様に規定

【省令】

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

※特定盛土等規制区域については、第七十九条で同様に規定

解説

工事の実施の状況やその他主務省令で定める事項について、定期的な報告が必要です。

報告は、工事の規模が次の表の記載に該当する場合に必要となります。

報告は、許可日から、3 か月ごとに行って下さい。

表 4-5 定期報告を要する規模

工事種別	定期報告を要する規模
土地の 形質変更	①盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ②当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ④①又は③に該当しない盛土であつて、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000m ² を超えるもの
土石の 堆積	①高さが5mを超える土石の堆積で、土地の面積が1,500m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が3,000m ² を超えるもの

16.2 報告の方法・内容

【省令】

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第七十八条で同様に規定

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

一 工事が施行される土地の所在地

二 工事の許可年月日及び許可番号

三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の時点における盛土又は切土の高さ

二 報告の時点における盛土又は切土の面積

三 報告の時点における盛土又は切土の土量

四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の時点における土石の堆積の高さ

二 報告の時点における土石の堆積の面積

三 報告の時点における堆積されている土石の土量

四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

※特定盛土等規制区域については、第八十条で同様に規定

解説

報告は、定期報告書に表4-6に示す事項を記載し、現地写真と工程表を添付して提出することで行います。

表4-6 定期報告書で報告すべき事項

工事の種別	報告事項
共通	工事が施行される土地の所在地、工事の許可年月日及び許可番号、前回の報告年月日（2回目以降の報告を行う場合）
土地の形質変更	報告の時点における盛土又は切土の高さ、盛土又は切土の面積、盛土又は切土の土量、擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	報告の時点における土石の堆積の高さ、土石の堆積の面積、堆積されている土石の土量、前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

補足：定期報告書⇒資料編 参考様式

第17章 施工上の留意事項

17.1 盛土

盛土の施工に当たっては、次の事項に留意することが大切です。

17.1.1 原地盤の処理

盛土の施工に先立って行われる原地盤の処理の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ 盛土と原地盤のなじみを良くする
- ・ 初期の盛土作業を円滑化
- ・ 地盤の安定を図り支持力を増加
- ・ 草木等の有害物の腐植による沈下等を防止

[伐採除根及び除草]

- ・ 盛土の施工に先立って、樹木の伐開を行うとともに、盛土条件並びに樹径、草丈等の状況によっては、樹木の除根及び除草も行ってください。

※基礎地盤に草木や切株を残したまま盛土を施工すると、これらが盛土後に腐食することにより、盛土に緩みや有害な沈下を生じるおそれがあります。

[表土処理]

- ・ 原地盤の表土が腐植土、軟弱な粘性土、風化した堆積軟岩層などで盛土の施工に悪影響を及ぼすことが懸念される場合には、予め必要な深さまで切り又ははぎ取り、良質な盛土材料で置き換えてください。

[極端な凹凸や段差がある場合]

- ・ 盛土の原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、盛土に先がけて平坦にかき均してください。

※凹部や段差付近では十分な締固めができないばかりか、均一でない盛土ができることになり、また、盛土作業にも支障をきたすことになります。

[地盤が軟弱である場合]

- ・ 基礎地盤が軟弱であることが確認できた場合には、土の置き換え又は水抜きの措置がされていること。

17.1.2 傾斜地盤上の盛土

傾斜地盤上での盛土では、豪雨・地震時にすべり崩壊が生じやすい傾向が見られます。その要因として、①切り盛り境界部に湧水、浸透水等が集まり盛土が軟化、②境界部の盛土の締固めが不十分、③基礎地盤（地山）と盛土との密着が不十分、④崩積土よりなる基礎地盤の支持力不足等があります。

傾斜地盤上に盛土を行う場合は、以下の事項に留意して施工してください。

[表層処理]

- ・ 基礎地盤が傾斜し、表層部に緩く堆積した崖すい堆積物や高含水比の軟弱層が堆積している場合には、滑りを助長するおそれがあるため、これを掘削除去してください。

[段切り]

- ・ 盛土原地盤の表土は十分に除去するとともに、勾配が 15°（約 1：4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように段切りを行ってください。
- ・ 段切りの寸法は、原則、高さ 50cm、幅 1 m 程度以上とする。
- ・ 段切り面には、法尻方向に 3~5%程度の排水勾配を付す。

[既設盛土上の段切り]

- ・ 既設盛土上に段切りを行う場合は、大きくすると既設盛土に悪影響を及ぼすことがあるため注意する。
- ・ 腹付けした盛土の圧密沈下を極力小さくするため、腹付け盛土材料は既設盛土と同等又はそれ以上のものを用いて十分締固める。

17.1.3 盛土材

盛土材は、雨水等による浸食及びスレーキングに対して強いとともに、吸水による膨潤性が低いことが望ましいです。盛土材はその特性を十分把握した上で計画を行い、また、盛土材料の搬入に当たっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切か確認の上、利用するものとし、不適切な材料は、改良その他の適切な処理を施さなければなりません。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしなければなりません。

17.1.4 敷均し・締固め

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

解説

盛土をした後の地盤に地表水等の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないようにするための措置の一つとして、敷均し・締固めについて規定しています。

盛土を行う場合は、おおむね 30cm 以下の厚さの層に分けて土を盛り、その層を盛るごとにローラー等の建設機械を用いて締め固めてください。

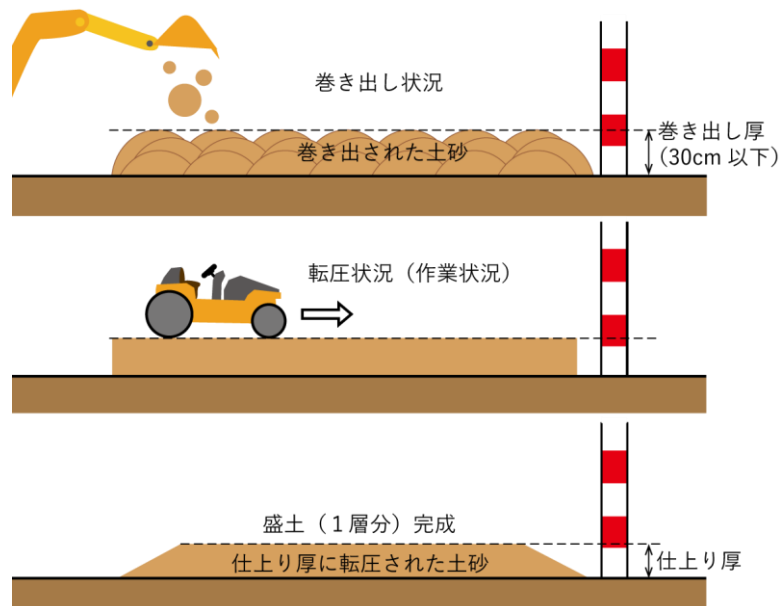


図 4-1 巻き出しと転圧の方法

17.1.5 防災小堤

- ・ 造成により平坦となった法肩部に、必要に応じて、防災小堤を工事期間中に限り設置してください。

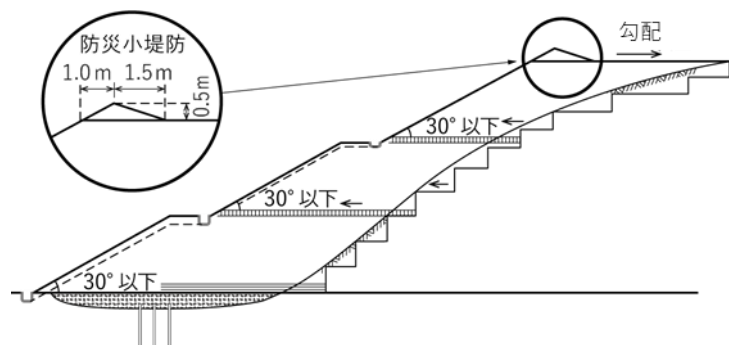


図 4-2 防災小堤

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

17.1.6 仮設排水工

整地工事中は排水管が布設されていない場合が多く、土と雨水が共に流さないような仮排水施設を要所に配置する必要があります。排水管が布設された部分では、集中豪雨等緊急の際はマンホールを設置し、上流側の水を受け入れるなどの対策を行ってください。

仮排水施設としては、素掘水路、板柵水路、プレキャスト水路、沈砂ます等があり、また地下排水暗渠に接続した縦排水管を釜場と組合せ、仮設縦集水ますとして設置することもあります。

素掘り水路については次のことに留意してください。

- ・ 工事の進捗により移動することがあり、位置の移動の少ない主要な水路は適宜 U 字型側溝等を用い、要所に集水ます、減勢工を設けてください。
- ・ 地質の弱い部分では、水流により洗掘されやすいため、板柵水路、アスファルト水路、コンクリート水路などの水路を設置し、必要に応じて落差工、沈砂ます、沈砂池等により、流速を緩和させてください。

17.2 切土

切土の対象となる地山は種々の土質から構成されており、施工に当たっては、以下の事項に留意することが大切です。

切土の施工に当たっては、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いため、施工中における土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じて法面勾配を変更する等、適切な対応を図ってください。

次のような場合には、施工中に滑り等が生じないように留意することが大切です。

- ・ 岩盤の上を風化土が覆っている場合
- ・ 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
- ・ 土質が層状に変化している場合
- ・ 湧水が多い場合
- ・ 表面はく離が生じやすい土質の場合
- ・ 積雪・寒冷地域の場合

[土砂法面の施工]

- ・ 土層が層状に変化して傾斜している場所では、地層の境界面の位置を確認して滑りが生じないように適切な措置をとってください。

17.3 擁壁

17.3.1 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項

【建築基準法施行令】

(コンクリートの材料)

第七十二条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
- 二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
- 三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

(コンクリートの養生)

第七十五条 コンクリート打込み中及び打込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

※政令第十条及び第十三条において準用

解説

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工にあたっては、次の各事項に留意することが重要です。

[コンクリートの材料]

- ・ 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないものとしてください。
- ・ 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋と型枠との間を容易に通る程度の大きさとする必要があります。粗骨材の最大寸法は、鉄筋のあきの 4/5 以下かつ最小かぶり厚さ以下とします。表 4-7 の範囲で定めてください。

表 4-7 使用箇所による粗骨材の最大寸法 (JASS5)

使用箇所	粗骨材の最大寸法 (mm)	
	砂利	碎石・高炉スラグ
柱・梁・スラブ・壁	20、25	20
基礎	20、25、40	20、25、40

[コンクリート打設、打継ぎ、養生等]

- ・ コンクリートは、密実かつ均質で十分な強度を有するよう、打設、打継ぎ、養生等を適切に行ってください。打ち込みから 5 日間は温度が 2 度を下回らないようにしてください。

17.3.2 練積み造擁壁の施工上の留意事項

【建築基準法施行令】

(組積造の施工)

第五十二条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たつて十分に水洗いをしなければならない。

2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

3 前項のモルタルは、セメントモルタルでセメントと砂との容積比が一对三のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するもの又は石灰入りセメントモルタルでセメントと石灰と砂との容積比が一对二対五のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するものとしなければならない。

4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

解説

練積み造擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが重要です。

[丁張り]

擁壁の勾配及び裏込めコンクリート厚等を正確に確保するため、以下の事項に留意して表丁張り及び裏丁張りを設置してください。

- ・ 丁張り間隔は、10mを標準とするが、始点、終点及び平面・断面の変化点等には設置してください。

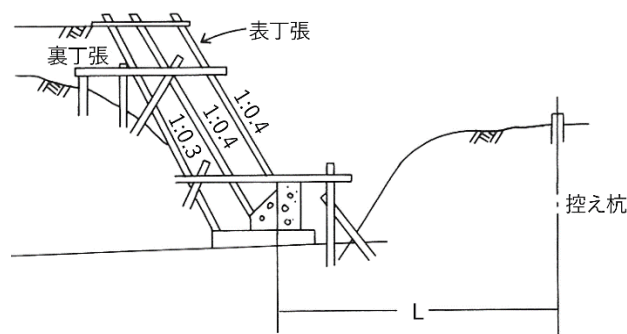


図 4-3 丁張りの設置例

[引用]盛土等防災マニュアルの解説

[抜型枠]

- ・ コンクリート打設時には抜型枠等を使用し、所定の厚さを確保して下さい。てください。裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないよう留意してください。

[組積み]

- ・ 組積材（間知石等の石材）は、組積み前に十分水洗いをすること。また、擁壁の一体性を確保するため、芋目地ができないよう組積みをしてください。

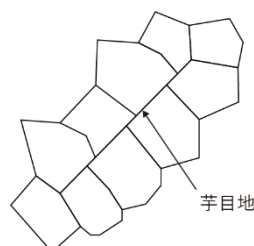


図 4-4 芋目地の組積みの例（施工してはならない積み方）

[引用]盛土等防災マニュアルの解説

[施工積高]

- ・ 1日の工程は、積み過ぎにより擁壁が前面にせり出さない程度にとどめてください。1日あたり3~4段とするのが一般的です。

[水抜穴の保護]

- ・ コンクリートで水抜穴を閉塞しないよう注意し、また、透水管の長さは、透水層に深く入り過ぎないようにしてください。
- ・ 透水マット及びフィルターは、透水層の裏込め材の代わりにしてはいけません。

[コンクリート打設]

- ・ 胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートの打設に当たっては、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分締固めてください。

[擁壁背面の埋戻し]

- ・ 擁壁背面の埋戻し土は、胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートが安定してから施工するものとし、十分に締固めを行い、常に組積みと並行して施工してください。

[養生]

- ・ 胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シート等で覆い、十分養生してください。

[その他]

- ・ 崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に有害な影響を与えないよう十分注意してください。

17.4 土石の堆積

土石の堆積に関する工事の施工に当たっては、次の事項に留意してください。

17.4.1 原地盤の処理

堆積の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々です。そのため、現地踏査、土質調査等によって原地盤を適切に把握する必要があります。

[伐開除根及び除草]

- ・ 土石を堆積する原地盤に草木や切株を残さず、これらを除去すること。

[極端な凹凸の除去]

- ・ 原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、段差等は堆積に先がけてできる限り平坦にかき均し、均一な堆積に仕上がるようにすること。

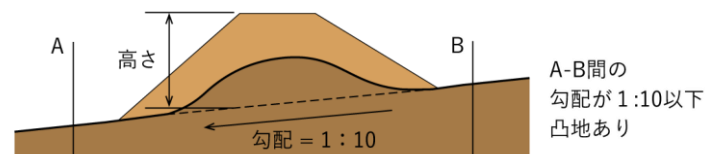


図 4-5 原地盤に極端な凹凸がある場合

17.4.2 土石の堆積の計画

[運搬経路]

- ・ 土石の運搬に使用するダンプトラックに加えて堆積する際に使用するバックホウ等の重機のうち、最大規格の重機が安全に移動可能な道幅を確保すること。

[土石の受入れ]

- ・ 堆積する土石を搬入する際は、書類や目視によって、土石が計画の材質であることを確認すること。